

## 公文書管理法第 4 条（文書の作成）について

## ＜議事録・議事概要の作成義務の有無＞

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 4 条では、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされている。
- したがって、公文書管理法第 4 条の文書の作成義務としては、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」について、同法第 4 条の規定により作成された他の文書とあわせて、合理的に跡付け、又は検証することができる文書を作成するものである必要があるが、議事録又は議事概要の作成を一律に求めているものではなく、これらの資料が作成されていないことをもって直ちに公文書管理法第 4 条に違反するということにはならない。
- また、会議体の目的及び性格等（①会議体として意思決定を行うか、情報交換に留まるものか否か、②政策立案の基礎となったものか否か等）により、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」として、議事内容を記録する必要があるか、記録する場合にどの程度詳細に記録されている必要があるかは異なるものである。

## ＜事後に文書を作成することについて＞

- 公文書管理法第 4 条は、文書の作成義務について定めているが、文書を作成する時期については、個別の事情によるものであり、一定の時期の経過のみをもって同法違反であるかが判断されるものではない。

## ＜ガイドライン（行政文書管理規則）との関係について＞

- 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ作成された行政文書管理規則では、別表第 1 に掲げられた業務について、「業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して文書を作成するもの」としている。ガイドライン別表第 1 に掲げられた具体例は、各業務プロセスにおいて作成されることが多い文書を例示として記述したものであり、当該具体例の文書の全てが、公文書管理法第 4 条の作成義務に基づき作成されるべき文書となるわけではない。

●公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）～抜粋～

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

- 2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 作成に関する事項
  - 二 整理に関する事項
  - 三 保存に関する事項
  - 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
  - 五 移管又は廃棄に関する事項
  - 六 管理状況の報告に関する事項
  - 七 その他政令で定める事項
- 3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(参考) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）（抄）  
別紙 3 審議会等の運営に関する指針

### 3. 議事

#### (4) 公開

- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議又は議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

別紙 4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針

#### 1. 運営の考え方

懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2. の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。